



資料 5

第8次保健医療計画（医師確保計画）の策定等について

○ 第8次保健医療計画（医師確保計画）の策定等について

1. 保健医療計画の概要等
2. 検討体制
3. 策定にあたっての進め方について
4. 検討スケジュール

1. 保健医療計画の概要等

医療計画とは

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするもの

記載内容及び計画期間

- ・ 「各種基準病床数」、「事業別、疾病別の医療体制の整備」、「地域包括ケアシステムの推進」、「**医療従事者の確保・養成**」等について、**現状・課題・施策**の三つの視点で記載
- ・ **現在の第7次保健医療計画の計画期間は、平成30年度～令和5年度までの6カ年**

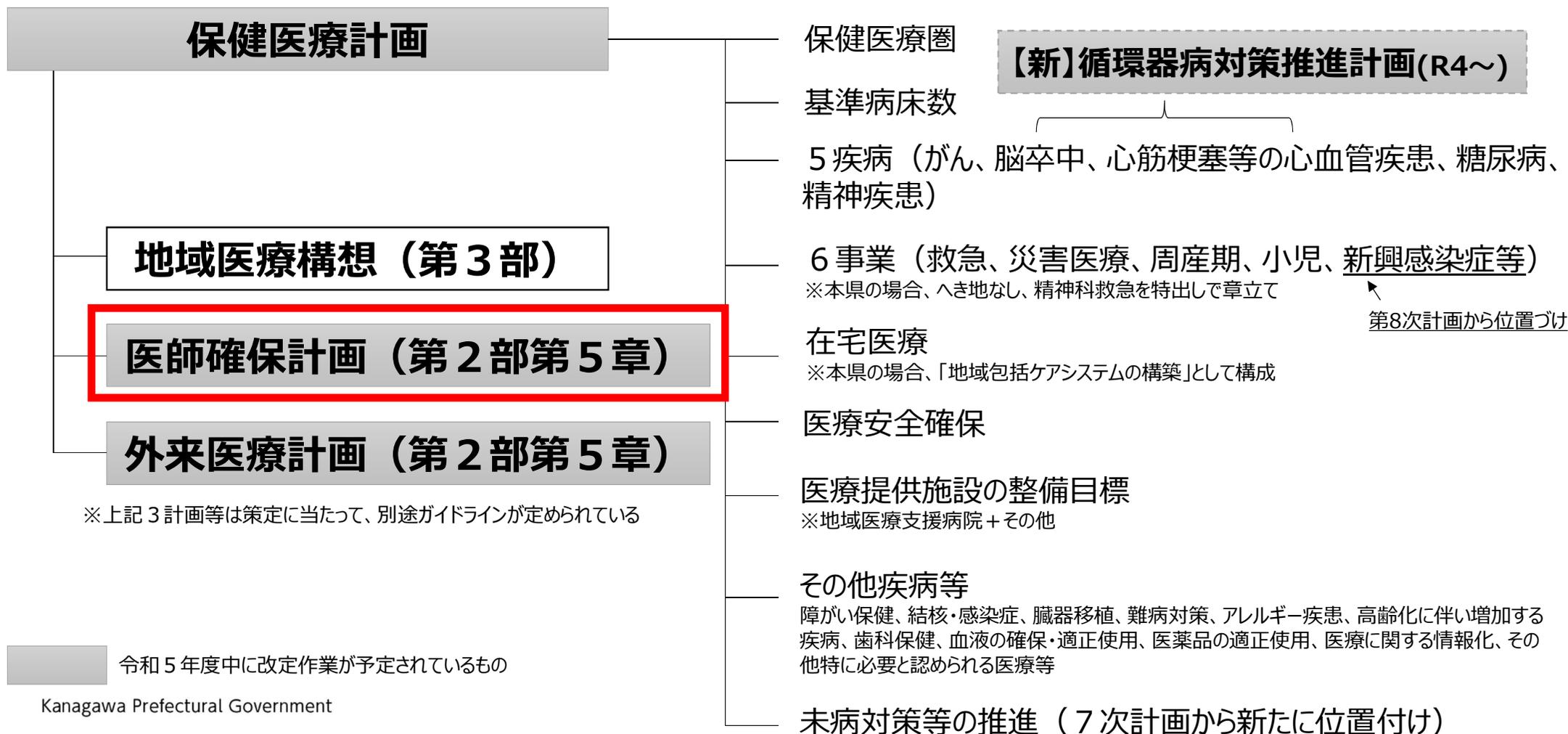
留意が必要な事項について

令和4年度末に国から新たな作成指針等が示される予定であるが、

- ・ 医療法改正に伴う新興感染症等の医療提供体制確保の事業化
- ・ **医師の働き方改革の全面施行（令和6年度）**

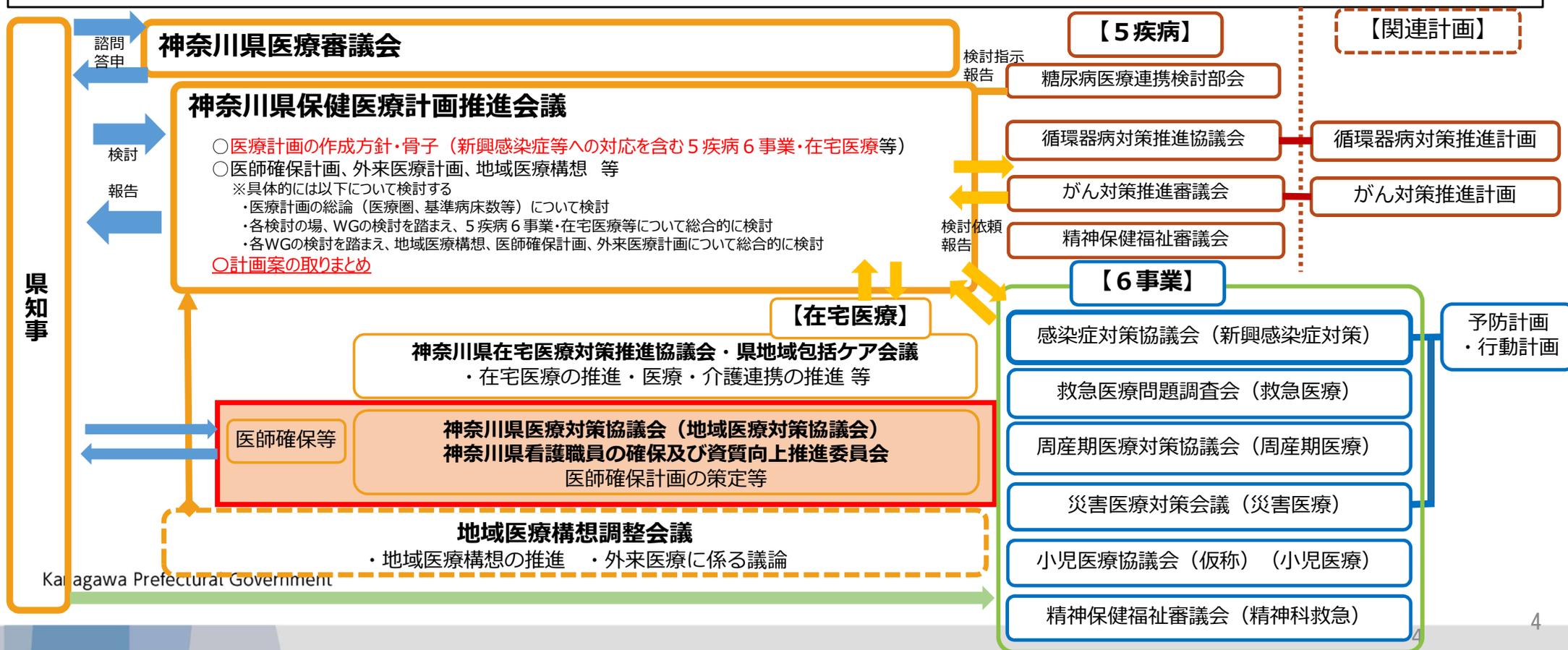
を見据え、検討体制を整理し、令和4年度から検討を進めていく必要がある。

1. 保健医療計画の概要等（第7次保健医療計画）



2. 検討体制

- 第7次計画策定経緯を踏まえ、疾病・事業ごとの既存会議体を活用して検討・議論し、**神奈川県保健医療計画推進会議**で全体の取りまとめ（議論）を行うことを基本とする。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、**双方の検討の場の構成員が合同で議論を行う機会**を設けることとしてはどうか。



3. 策定にあたっての進め方について

○ 検討体制等を踏まえ、以下のとおりとしてよいか。

- ① 第7次保健医療計画（医師確保計画）を振り返り、PDCAの観点から見直しを行う。
- ② 令和6年度以降は3年ごとの見直しを行う。

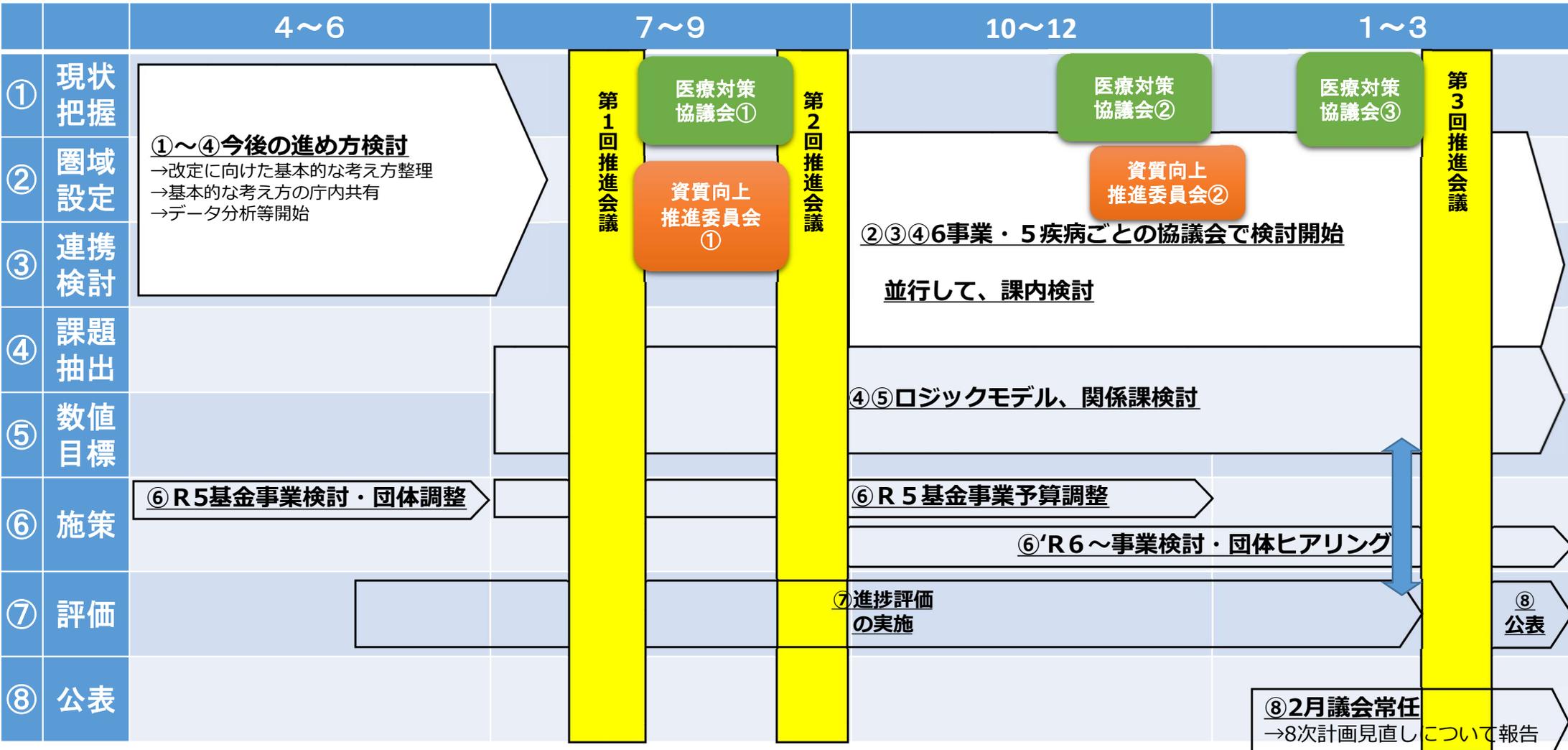
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		<ul style="list-style-type: none"> ・第7次計画の振り返り ・課題の整理 ・骨子(案)の整理 ・骨子(案)、素案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子、素案を各会議体で検討 ・計画(案)の最終調整 			

- ③ 次期医師確保計画策定ガイドライン（R5年1～3月予定）に基づき、策定する。

（参考）＜前回医師確保計画策定ガイドライン（H31.3.29）＞

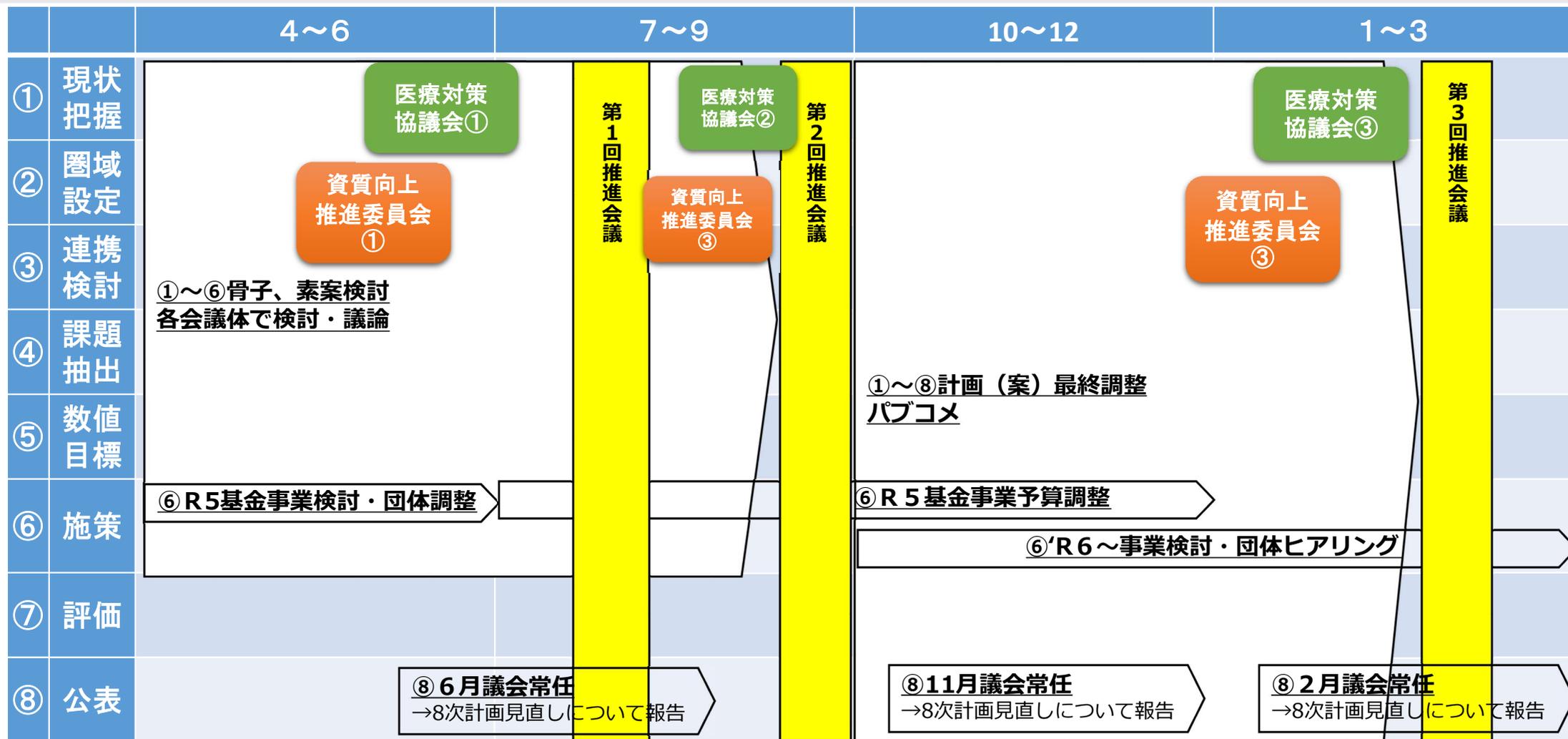
1. 医師の確保の方針（医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、二次医療圏ごとの医師確保の方針を策定）
2. 確保すべき医師の数の目標（目標医師数）（3年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。）
3. 目標医師数を設定するための施策（医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定）

4. 検討スケジュール（R4年度）



4. 検討スケジュール（R5年度）

R4.7.20
神奈川県保健医療
計画推進会議 資料1



(参考) 医師確保計画の施行に向けた検討スケジュール (厚生労働省)

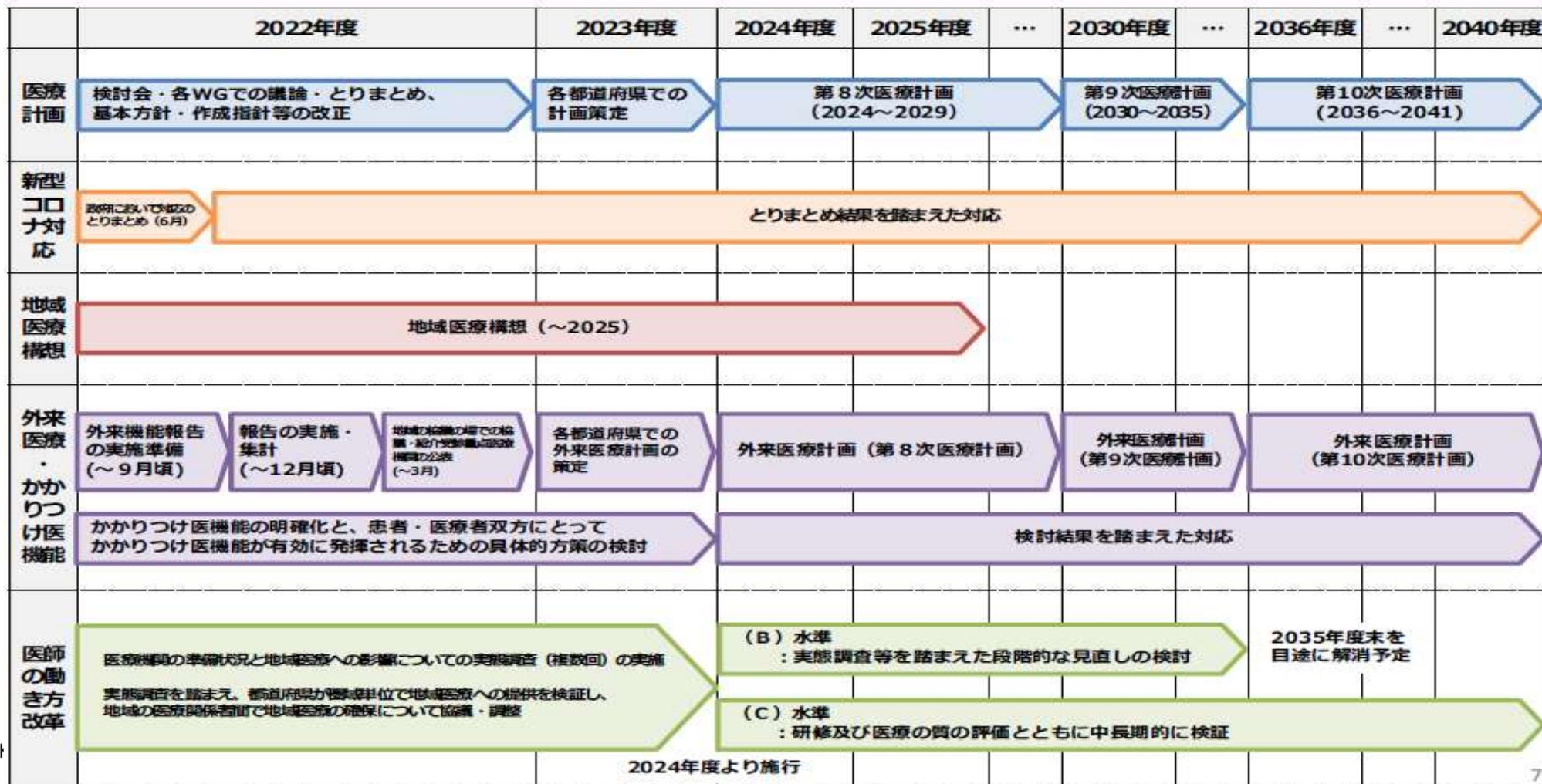
医師確保計画の施行に向けた検討スケジュール(現時点のイメージ)

令和4年	5月	5月11日 第4回地域医療構想及び医師確保に関するWG 1巡目の議論 ○ 医師偏在指標について	
	6月	6月16日 ○ 医師少数区域・医師少数スポット ○ 医師の確保の方針 ○ 目標医師数	
	7月	○ 将来の医師の多寡による医師の確保の方針及び地域枠 ○ 産科・小児科における医師確保計画 ○ 医師確保計画の効果の測定・評価	
	8月		
	9月	2巡目の議論	
	10月		
	11月		
	12月	取りまとめ	
	令和5年	1~3月	医療計画の指針作成 ※医師確保計画策定ガイドライン含む
		4月~	都道府県における医療計画の策定 ※医師確保計画含む

Kanagawa:

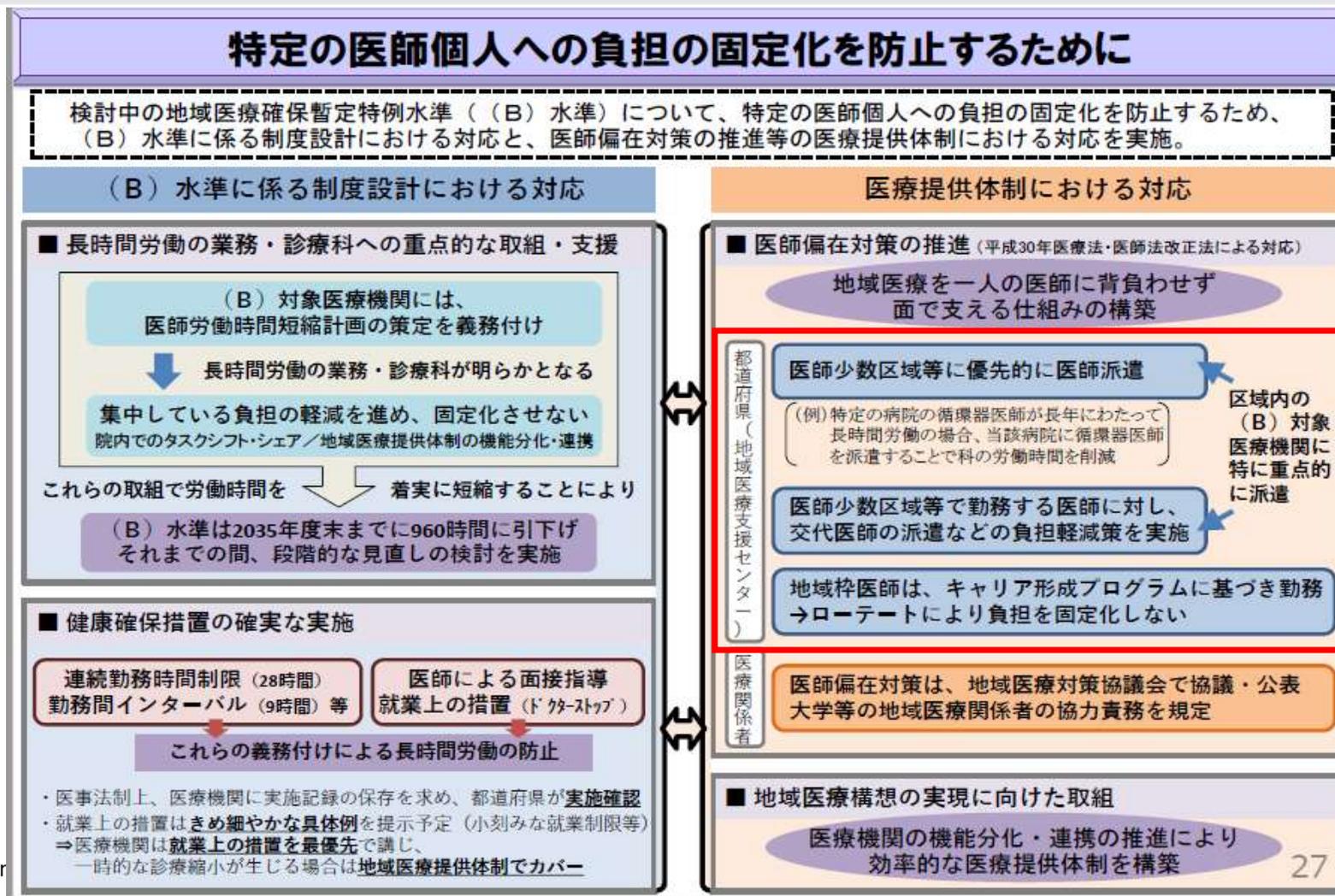
(参考) 医療提供体制改革のスケジュール (厚生労働省)

医療提供体制改革に係る今後のスケジュール



出典: 第8次医療計画検討会 資料

(参考) 医師の働き方改革に係る医師偏在対策について



説明は以上です。